

## 1. 認定区分について

認定こども園などの保育施設を利用するに当たっては、認定を受ける必要があります。

区 分	認 定 条 件
1号認定 教育標準認定	3歳以上の就学前のお子さんで、保育の必要性が無く教育を希望される場合 利用先 幼稚園、認定こども園（幼稚園部）
2号認定 保育認定	3歳以上で保護者の就労や疾病などにより保育を必要とするお子さん 利用先 保育園、認定こども園（保育園部）
3号認定 保育認定	3歳未満で保護者の就労や疾病などにより保育を必要とするお子さん 利用先 保育園、認定こども園（保育園部）

### 【保育を必要とする事由】（2号・3号該当）

保育施設を利用するためには、次の事由に該当することが必要です。

保護者の状況に応じて、認定こども園等を利用できる事由及び必要量（利用できる上限の時間：「保育標準時間」と「保育短時間」が認定されます。

保育を必要とする事由	内 容	保育の実施期間	保育必要量
①就労等	月48時間以上の仕事をしているとき	小学校入学するまでの範囲で必要とする期間	月120時間以上 保育標準時間 月48時間以上 保育短時間
②妊娠・出産	産前、産後を含む	出産予定日を基準月として前後2カ月間	保育標準時間
③疾病・障害	入院、居宅内での療養などや通院や障害がある場合	医師の判断により保育が出来ないと判断されている期間	保育短時間
④介護等	長期にわたり病人や心身に障害を有する親族の介護等に当たっていること	対象者の傷病が治癒するまで	保育短時間
⑤災害復旧	災害やその他の災害の復旧に当たっていること	その危難が去ったと考えられる期間	保育標準時間
⑥求職活動	求職活動を継続的に行っていること	認定有効期間から3カ月間	保育短時間
⑦就学	就学（職業訓練等も含む）をしていること	終了する月の末日まで	月120時間以上 保育標準時間 月48時間以上 保育短時間
⑧虐待やDVの恐れ	虐待やDVの恐れがある場合	必要とする期間	保育標準時間
⑨育児休業	育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること	育児休業取得期間 1年間	保育短時間

※ 父母のどちらかが「保育短時間」の要件であれば「保育短時間」の認定になります。「保育標準時間」の方が「保育短時間」での利用を希望することはできますが、「保育短時間」に該当する方が「保育標準時間」での利用を希望することはできません。

## 2. 認定こども園一覧

こども園名	かわち認定こども園	かなえつ認定こども園
所在地	河内町源清田 5244 番地	河内町金江津 4453 番地 1
電話番号	0297-84-2657	0297-86-2616
F A X	0297-84-4216	0297-86-3894
定員数 (継続児含)	1 号 認 定      3 0 名	1 号 認 定      1 0 名
	2・3号認定      1 2 0 名	2・3号認定      8 0 名
開園時間	7 : 3 0 ~ 1 9 : 0 0	
対象年齢	0 歳児：令和 2 年 4 月 2 日から令和 2 年 6 月 1 日生まれ 1 歳児：平成 3 1 年 4 月 2 日から令和 2 年 4 月 1 日生まれ 2 歳児：平成 3 0 年 4 月 2 日から平成 3 1 年 4 月 1 日生まれ 3 歳児：平成 2 9 年 4 月 2 日から平成 3 0 年 4 月 1 日生まれ 4 歳児：平成 2 8 年 4 月 2 日から平成 2 9 年 4 月 1 日生まれ 5 歳児：平成 2 7 年 4 月 2 日から平成 2 8 年 4 月 1 日生まれ	
休園日	<b>【1号認定】</b> 土、日曜日、祝日、県民の日 園で土曜日や日曜日で行事を開催したときは振替休日になることがあります。 夏休み、冬休み、春休みがあります。	
	<b>【2・3号認定】</b> 日曜日・祝日、年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)	
その他	<b>【1号認定】</b> ○家族構成の変更について 入園申込みをされた時の状況から変更が生じた場合は、各こども園又は、子育て支援課まで申し出てください。	
	<b>【2・3号認定】</b> ○ならし保育について 入園当初は短時間での保育(ならし保育)を実施し、保育環境になれていただく期間を設けています。そのため、入園当初は早い時間でのお迎えをお願いしていますので、職場などとの調整をお願いしています。期間はお子さんの状態により異なりますが1~2週間程度です。職場の都合などにより、ならし保育の実施がむずかしい場合は、事前に各こども園にご相談ください。	
	○住所、家族構成、就労先などの変更について 入園申込みをされた時の状況から変更が生じた場合は、各こども園又は、子育て支援課まで申し出てください。	
	就労先が変更となった場合や就労予定や育児休業終了により入園された場合は、就労開始後速やかに就労証明書の提出してください。	

### 3. 認定こども園の利用時間について

#### (1) 教育・保育の時間

##### 1号認定の利用時間

教育標準時間

7:30	9:00	14:00	19:00
預かり保育	教育標準時間 (9:00～14:00)	預かり保育	

##### 2・3号認定の利用時間

①保育標準時間：1日最長11時間

7:30	11時間 (利用可能な時間帯＝保育の必要量)	18:30	19:00
早朝保育	原則的な保育時間(8時間) (8:30～16:30)	随時降園 16:30～	延長保育

②保育短時間：1日最長8時間

7:30	8:30	8時間 (利用可能な時間帯＝保育の必要量)	16:30	19:00
延長保育	原則的な保育時間(8時間) (8:30～16:30)		延長保育	

※利用可能な時間帯を超える部分は延長保育料が別途かかります。

③土曜日

8:30～16:30まで

※土曜日は家庭内保育のご協力をお願いしております。しかし保護者等の就労等で家庭内保育ができない場合に限り、かわち、かなえつ認定こども園合同で土曜保育をかわち認定こども園で実施しております。事情を伺ったうえで「土曜保育申請書」を提出していただきます。

#### (2) 教育・保育の時間帯を超えての時間

仕事の都合や家庭の状況により、利用可能な時間帯を超えて保育が必要な時は下記により実施しております。事情を伺ったうえで「申請書」を提出していただきます。なお、利用に当たっては、別途利用者負担が必要となります。

##### 1号認定 預かり保育の実施

7:30～9:00と14:00～19:00

##### 2号・3号認定 延長保育の実施

①保育標準時間 18:30～19:00

②保育短時間 7:30～8:30と16:30～19:00

#### **4. 入園までの流れ**

子育て支援課、各こども園にて申込書等の書類配付をします。

↓

申込み受付

期 間	場 所	時 間
令和2年11月24日(火)～11月30日(月)	役場 子育て支援課	午前9時～午後3時 (正午～午後1時除く)

↓

面 接

令和2年12月10日(木) 午前9時～午後3時(正午～午後1時除く)

保健センターで行います。お子さんと同伴でお越しください。

↓

審査・利用調整(1月中旬)

施設の受入れ状況により、入園できないことがあります。

↓

支給認定証及び入園承諾書の交付(1月下旬)

認定証と入園承諾書をご自宅に通知します。

↓

入園説明会(2月中旬)

説明会の内容を基に入園の準備をしてください。

↓

入 園

#### **5. 入園申込みに必要な提出書類**

##### **1号認定**

- (1)河内町立認定こども園入園申込書
- (2)施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書
- (3)お子さんについて伺います

##### **2・3号認定**

- (1)河内町立認定こども園入園申込書
- (2)施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書
- (3)お子さんについて伺います

#### (4) 保育を必要とする事由を証する書類

保育を必要とする事由	必要な書類
①就労等	就労証明書
②妊娠・出産	母子手帳
③疾病・障害	診断書、障害者（療育）手帳など
④介護等	被介護者、被看護者の診断書等、介護看護の状況がわかる書類
⑤災害復旧	罹災証明書
⑥求職活動	就労予定申立書
⑦就学	在学証明書
⑧虐待やDVの恐れ	申立書等
⑨育児休業取得中	育児休業取得期間証明書等

※2名以上の申込みの場合、(1) から (3) までの書類についてはお子さん1人につき1枚必要となります。

65歳未満の祖父母と同居している場合は、同居祖父母分の(4)の書類も必要となります。

#### **6. 年度途中の入園申込みについて**

年度途中で入園を希望される方についても、新年度入園と同じ手続きが必要となります。

このため、前の住所地で認定を受けていた場合でも、改めて当町で認定申請書と入園申込書を提出していただきます。

受付期間：随時（原則、入園は各月1日となります。）

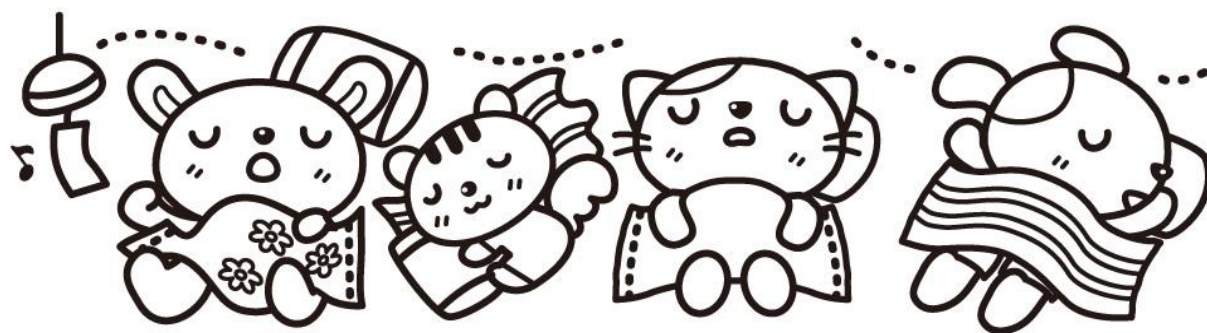
申込みの締切りは、入園希望月の前月10日までとなります。

受付場所：子育て支援課

受付時間：午前8時30分～午後5時まで

提出書類：新年度の入園と同じ

※施設の状況や申込み数により入園できないことや希望された施設に入園できないことがあります。また入園できない場合は不承諾通知書を発送通知します。



## 7. 保育料について

### (1) 保育料

・令和元年10月1日から保育施設を利用する1号認定と2号認定のお子さん及び市町村民税非課税世帯の3号認定のお子さんは幼児教育・保育無償化の対象となります。

・河内町に居住するお子さんは次のとおりとなります。なお、河内町以外のお子さんは居住する市町村が定める額となります。

#### 1号認定

0円

#### 2・3号認定

階層区分		2号認定 【3歳以上児】		3号認定 【3歳未満児】		2人以上 子どもが いる世帯に 係る多子 軽減
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
第1階層	生活保護世帯	0円		0円	0円	年齢制限なし 市町村民税所得割額 57,700円未満
第2階層	市町村民税非課税世帯			0円	0円	
第3階層	均等割り額のみ			9,000円 [4,000円]	8,800円 [3,900円]	
第4階層	市町村民税所得割課税額 48,600円未満			10,500円 [4,750円]	10,300円 [4,650円]	
第5階層	市町村民税所得割課税額 64,000円未満			14,000円 [7,000円]	13,800円 [6,900円]	
第6階層	市町村民税所得割課税額 77,101円未満			22,500円 [9,000円]	22,100円 [9,000円]	年齢制限あり
	64,000円以上 97,000円未満			22,500円	22,100円	
第7階層	市町村民税所得割課税額 97,000円以上 133,000円未満			31,000円	30,500円	
第8階層	市町村民税所得割課税額 133,000円以上 169,000円未満			39,500円	38,800円	
第9階層	市町村民税所得割課税額 169,000円以上 301,000円未満			45,000円	44,200円	
第10階層	市町村民税所得割課税額 301,000円以上	47,000円	46,200円			

## 【算定方法】

3号認定のお子さんは次のとおりにより保育料を算定します。

・父母の市町村民税課税額の合算により、階層区分にわけて決定します。ただし、同居している祖父母等が生計の中心となっている場合には、その方の市町村民税課税額を合算する場合があります。

・住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄付金税額控除、外国額税控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除の適用はありません。

・保育料は4月～8月分までは、令和2年度の市町村民税課税額により、9月分以降は令和3年度の市町村民税課税額によって決定されます。

・令和3年4月1日現在の年齢で保育料を算定します。なお年度途中で年齢が上がった場合は保育料に変更はありません。また同様に年度途中で年齢が上がって3号認定から2号認定に変更した場合も幼児教育・保育無償化の対象にはなりません。

## 【保育料の軽減】

- ・〔 〕書は、ひとり親世帯、在宅障害児（者）のいる世帯等の額
- ・第2階層から第5階層の同一世帯で、2人以上こども園等を利用している市町村民税所得割額 57,700 円未満の場合、最年長のお子さんの年齢に関係なく利用者負担が第2子を半額、第3子以降は0円
- ・第5階層から第10階層の同一世帯で、2人以上こども園等を利用している市町村民税所得割課税額 57,700 円以上の場合は第2子を半額、第3子以降は0円
- ・第2階層から第4階層の同一世帯で、市町村民税所得割額 48,600 円未満のひとり親世帯等の場合は、最年長の子どもの年齢に関係なく第1子から1,000 円を軽減のうえ半額し、第2子以降は0円
- ・第4階層から第6階層の同一世帯で、市町村民税所得割額 77,101 円未満のひとり親世帯等の場合は、最年長のお子さんの年齢に関係なく第1子から半額し、第2子以降は0円

## （2）副食費（給食費）

- ・令和2年9月分より、河内町独自の取組みにより、年度の4月1日時点で3歳以上お子様の副食費が無償化されました。
- ・ごはんは、持参となります。

## （3）その他の料金

### 1号認定

①保険料 年額210円

②預かり保育料（通常保育・長期休業期間中）

1時間当たり200円（おやつ代含む） 給食代（一食200円）は別途かかります。

③預かり保育料の無償化

無償化の対象となるためには、『保育の必要性』の認定を受ける必要があります。受けた場合は、11,300円/月を上限に無償になります。

保育の必要性については、1 ページ【保育を必要とする事由】(2号・3号該当)を参照してください。

## 2・3号認定

①保険料 年額210円

②延長保育料 30分当たり 月額500円、日額100円

保 育 時 間	月単位利用の料金(月額)	臨時利用の料金(日額)
30分	500円	100円
1時間	1,000円	200円
1時間 30分	1,500円	300円
2時間	2,000円	400円
2時間 30分	2,500円	500円

## 8. 利用者負担のお支払いについて

保育料及び副食費は指定金融機関の口座振替で納めていただきます。

### (1) 河内町の保育料口座振替を指定できる金融機関

金融機関名	支店名
常陽銀行	本店、各支店
筑波銀行	龍ヶ崎支店、龍ヶ崎東支店、新利根支店
水戸信用金庫	龍ヶ崎支店
稲敷農業協同組合	西部支店
ゆうちょ銀行	関東各支店

### (2) 口座振替日について

口座振替日は、保育施設を利用した翌月5日です。(5日が土・日・祝日の場合は翌営業日)ただし、4月分と12月分は、翌月10日です。

残高不足等で口座振替ができなかった場合は、納付書を送付しますので、河内町役場で納めてください。

入園決定後、(1)の金融機関のいずれかで、保育料徴収口座振替依頼の申込みを行ってください。

## 9. 保育認定の変更申請について

支給認定を受けた状態から、住所、家族構成の変更や保育を必要とする事由などの変更が生じた場合は「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定変更申請書」の提出が必要となります。変更内容に応じて認定を見直します。

## 10. 退園する場合

都合により途中で退園する場合は、速やかに退園届を入園している認定こども園または子



育て支援課へ提出してください。通園していなくても、日時を遡っての退園は原則出来ません。また復帰される場合は再び入園手続きを行って下さい。なお、途中入退園した場合の保育料は日割り計算となります。

## 11. 1日の過ごし方

各こども園での1日の過ごし方のイメージ

時間	0・1・2歳児		
	3号認定	2号認定	1号認定
7:30	延長保育	延長保育	預かり保育
8:30	登園 遊び	登園 遊び	
9:00	おやつ 遊び 給食 午睡・休息	給食 午睡・休息・遊び	登園 遊び 給食
14:00			降園 預かり保育
15:00	おやつ	おやつ	
16:30	降園 延長保育	降園 延長保育	
19:00			

## 12. 管外保育入所について

河内町に居住する保護者の勤務先や里帰り出産などの特別な事情により、河内町以外の保育施設の入園を希望する場合は、河内町を通しての申込みとなります。次の必要な書類に記入のうえ提出してください。入所希望施設が所在する市町村と協議を行います。

提出に必要な書類	記入等の注意
①管外保育を希望する申立書 (児童1人につき1枚)	○年齢の欄は令和3年4月1日現在の年齢を記入して下さい。 ○河内町以外の保育所・保育園に入所・入園を希望する理由を詳しくお書き下さい。
②施設型給付費・地域型保育給付費 支給認定書 (児童1人につき1枚)	○「記入上の注意」、「記入例」を参考にお書きください。

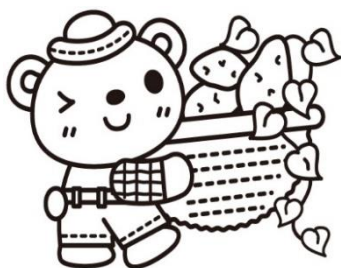
<p>③お子さんについて伺います (児童1人につき1枚)</p>	<p>○令和3年4月1日現在の年齢で成育状況をお書きください。</p>
<p>④保育の必要な理由の証明書 就労証明書、診断書、在学証明書など</p>	<p>○保育に必要な下記の理由により必要な書類が異なります。 (就労、妊娠・出産、疾病・障害、介護等、災害復旧、求職活動、就学、DVなどの恐れ、育児休業など。)</p> <p>○同居されています65歳未満の祖父母分も必要です。</p> <p>○就労状況が変更された方は、ご連絡ください。</p>
<p>⑤転出予定者</p>	<p>○転出先の住所が確認できる書類の写し。 (不動産売買契約書の写し、賃貸契約書の写し等)</p>

提出場所：河内町役場 子育て支援課

その他：○申込み可能な条件や申込み締切り日は、市町村によって異なります。

○相手市町村や施設等の状況によって入所できない場合があります。

○広域入所の決定時期については、関係市町村との協議を行うことから通常より遅くなります。



### 13. 一時保育について

保護者（及び同居の親族）が通院、傷病、冠婚葬祭、出産など一時的に保育が必要となった場合 あるいは育児に伴う保護者の精神的負担などの軽減を図るため、こども園に入っていない児童に対して一時的に保育が受けられる制度です。

一時保育には、次の2種類があります

**\*緊急一時型（基本利用）**

保護者の傷病、入院、事故、出産、看護、冠婚葬祭などの社会的事由により 緊急一時的に家庭における保育が困難な場合原則週5日間（月～金）を限度に利用できます。

**\*子育て応援型（私的利用）**

保護者の育児に伴う精神的又は、心理的負担を解消するなどの理由による場合原則月2日間を限度に利用できます。

利用施設	かわち認定こども園 ・ かなえつ認定こども園		
対象児	町内に住所のある満一歳児～就学前の乳幼児で未就園児		
利用日	月曜日～金曜日 ※土、日曜日、祝日、お盆、年末年始12月29日～1月3日は、お休みとさせていただきます。		
利用時間	緊急一時型	基本利用	午前9時～午後5時（給食・おやつ付）
		短縮利用	午前9時～午後1時（給食付） 午後1時～午後5時（おやつ付）
	子育て応援型	基本利用	午前9時～午後4時（給食・おやつ付）
		短縮利用	午前9時～午後1時（給食付） 午後1時～午後4時（おやつ付）
利用料金	基本利用：2,000円（給食・おやつ代が含まれます。） 短縮利用：1,000円（給食代またはおやつ代が含まれます。） ※給食やおやつを食べない場合でも表示の料金をいただきますので、ご了承ください。		
<p><b>【お申込み方法】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書は園で用意しております。ご利用を希望される場合は事前に利用希望の園にお電話でお問い合わせ下さい。ご利用するに当たっての状況などお伺いさせていただきます。</li> </ul> <p><b>【利用申請書】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・お子さんについての簡単な生活状況、健康状況について聞き取りをさせていただくと共に持ち物の説明がありますので、一度お子様と一緒に来園していただき面談後、申請書を3日前までに提出していただきます。その後一時保育事業利用許可（却下）通知書をお渡し致します。</li> </ul> <p><b>【その他】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急に一時保育が必要になった場合は、ご相談に応じます。</li> <li>・発表会やイベント開催日など園の状況によっては、他の園でのご利用になる場合があります。また、受入れできない場合がございますので、ご了承ください。</li> </ul>			

○お問い合わせ先      かわち認定こども園：84-2657      かなえつ認定こども園：86-2616